

京都市告示第 495 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 2 号の規定に基づき、農業用水路等を次のように指定し、同条 3 条第 1 項に基づき、次の農業用水路等を変更します。

また、京都市里道管理条例第 4 条の規定に基づき、次の里道の路線を指定します。

当該農業用水路等及び里道の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 21 年 3 月 17 日

京都市長 門川 大作

(指定農業用水路等)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	静市水0214号	左京区静市静原町 7 6 9 番 2 地先 左京区静市静原町 7 6 4 番地先	

(変更農業用水路等)

整理番号	路線名	旧新別	起 終	点 点
1	東野水0006号	旧	山科区東野狐藪町 2 8 番地先 山科区東野狐藪町 2 5 番 4 地先	
		新	山科区西野離宮町 4 1 番 1 地先 山科区西野離宮町 4 2 番 1 地先	

(指定里道)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	静市里0124号	左京区静市静原町 6 2 8 番地先 左京区静市静原町 6 1 0 番地先	

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)